

**「令和８年度 教育の魅力発信ポータルサイト運営及び
コンテンツ作成業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領**

（趣旨）

第１条 「令和８年度教育の魅力発信ポータルサイト運営及びコンテンツ作成業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるもののほか、「令和８年度教育の魅力発信ポータルサイト運営及びコンテンツ作成業務委託」受託候補者特定に係る実施要領（以下、「実施要領」という。）に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （１）当該事業の概要等
- （２）プロポーザルの手続き
- （３）プロポーザルの提案書式及び記載上の留意事項
- （４）評価委員会及び評価に関する事項
- （５）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- （１）提案者の概要
- （２）業務実施体制
- （３）業務実績
- （４）本業務の役割と効果
- （５）note アカウントの運用
- （６）コンテンツ（記事、写真等）作成
- （７）著名人を活用した企画提案
- （８）危機管理
- （９）ワーク・ライフ・バランスに対する取組等

（評価）

第４条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- （１）本業務の実施体制等
- （２）類似業務の受託実績等
- （３）本業務に対する理解度等
- （４）提案内容の妥当性、実現性、費用対効果
- （５）提案内容の優良度
- （６）危機管理能力、安定性

２ プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３ 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

４ 評価結果が同点の場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。

５ 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知す

る。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局総務課長

副委員長 教育委員会事務局教育政策推進課教育プロモーション担当課長

委員 政策経営局シティプロモーション推進室広報・プロモーション戦略課長

委員 教育委員会事務局学校経営支援課教育イノベーション担当課長

委員 教育委員会事務局教育D X推進課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年12月22日から施行する。